

	新潟市教育委員会 平成22年11月 定例会会議録			
日 時	平成22年11月29日(月) 午後3時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 7号棟 4階 白7-405会議室			
出席委員 (6名)	佐藤 委員長		欠席委員	
	小嶋 委員			
	田中 委員			
	山田 委員			
	齋藤 委員			
	鈴木 教育長			
会議に出席 した職員 (18名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	大塚 俊明	教職員課長	遠藤 英和
	教育次長	貝瀬 功一	総合教育 センター所長	津野 敏江
	教育次長 中央図書館長	八木 秀夫	学校支援課長	南 敦
	教育総務課長	前田 秀子	地域と学校ふれあ い推進課長	坂井 敏明
	学務課長	朝妻 厚雄	生涯学習センタ ー次長	和田 明彦
	施設課長	芋川 常治	中央図書館 企画管理課長	内山 正之
	保健給食課長	朝妻 博	埋蔵文化財センタ ー所長	山田 光行
	生涯学習課長	玉木 一彦	教育総務課 課長補佐	佐藤 栄治
			教育総務課 総務企画係長	小関 洋
			教育総務課主査	杉本 浩
その他の 出席者 (名)				

開会	時刻	午後 3時30分
	宣言者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (2件)	議案番号	件 名
	議案第23号	平成22年12月議会定例会の議案について (1) 平成22年度新潟市一般会計補正予算について
	議案第24号	平成22年11月議会臨時会議案に係る教育長の代理について (1) 平成22年度新潟市一般会計補正予算について (2) 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例等の一部改正について
報告 (4件)	記号	件 名
		多忙化解消検討会議について
		新潟市立荻川小学校の校歌・校章・校旗について
		(仮称) 新埋蔵文化財センターの概要について
		教職員の人事について
協議題 (0件)	記号	件 名

第1 開会宣言

○委員長 午後3時30分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 齊藤委員、小嶋委員 両委員を指名。

第3 付議事件

○委員長 それでは、付議事件、議案第23号平成22年12月議会定例会の議案について。まず、(1)平成22年度新潟市一般会計補正予算について、施設課からご説明をお願いいたします。

○施設課長 施設課でございます。議案第23号平成22年12月議会定例会提出の平成22年度新潟市一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

このたびの補正の内容といたしましては、円高への対応やデフレ脱却等を目的とした国の経済危機対応地域活性化予備費の活用による国庫補助金の追加交付を受けて実施するものでございます。まず、一つ目が、学校施設の耐震化の促進として、平成23年度以降に実施を予定しておりました小学校、中学校の耐震補強工事にかかる予算を前倒しのうえ事業に着手させていただき、それに伴う歳入最終予算を補正するとともに、歳出金額全額の繰越明許費の設定をするものでございます。内訳ですが、校舎の耐震補強工事を小学校6校、中学校2校で実施するものです。これにより、来年度の耐震補強工事の実施を確実にするとともに、早期事業実施、着手により、地域経済の活性化に寄与できるものと考えております。具体的には、議案に記載のとおり、耐震補強工事の追加予算としまして、歳出で6億7,200万円を増額補正するとともに、同額について繰越明許費を設定するものでございます。また、歳入につきましても、6億7,166万7,000円を増額補正するものでございます。

二つ目が、安全で快適な学校環境の整備として、平成23年度以降に予定しておりました大規模改造工事に係る予算を前倒しして事業着手させていただき、それに伴う歳入歳出予算を補正するとともに、全額の繰越明許費の設定をするものでございま

す。内訳ですが、上山中学校、白根第一中学校の2校について、大規模な老朽改修と耐震補強工事を実施するものです。早期の事業着手により、地域経済の活性化に寄与できるものと考えております。金額でございますが、歳出で3億800万円を補正いたしております。同額について繰越明許費を設定いたします。また、歳入につきましても、3億740万6,000円を補正するものでございます。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

○小嶋委員

2点ほど聞かせてください。小学校6校、中学校2校ということですが、耐震工事する学校はこれで終わりになりますでしょうか。

○施設課長

これは、来年度予定しているものを前倒して事業実施することですので、早めに着手できるものがここに掲げている学校数ということで、まだ残りはございます。

○小嶋委員

あと、どの程度の数、耐震工事があるのでしょうか。

○施設課長

棟数では申し上げられませんが、耐震化率、平成22年4月の段階で70.1%でございますので、100%になるまでにはその30%ほどをやるということでございます。ただ、屋内体育館につきましては、改築等で平成23年以降のものは除きまして、平成22年に屋内体育館は終了する予定でございます。それから、校舎につきましても、耐震化の低いものにつきましては平成22年度中に終わらせたいと考えております。

○小嶋委員

もう1点なのですが、早期契約、早期支払いを行い地域経済の活性化ということは、市内の業者を使っていただくということになるのですか。

○施設課長

もちろんそうです。

○委員長

そのほか、ご意見、ご質問はありませんか。

よろしゅうございますか。ありがとうございました。

続きまして、議案第24号平成22年11月議会臨時会議案に係る教育長の代理について、(1)平成22年度新潟市一般会計補正予算について、教育総務課からお願いします。

○教育総務課長

議案第24号平成22年11月議会臨時会議案に係る教育長の代理についてのうち、(1)平成22年度新潟市一般会計補正予算についてご報告いたします。この補正は人件費に関するものであり、複数課にわたっておりますが、内容が重複いたしますので、一括してご説明申し上げます。

はじめに、新潟市人事委員会勧告に基づく給与改定の概要についてご説明いたします。今回の給与改定では、職員給与が民間給与を上回ったほか、一時金につきましても、年間支給月数において本市の職員が民間を上回っているものであったことから、これらの民間との格差を解消するために、一般俸給表について、民間給与より低い若年層を除きまして、平均で0.1%の引き下げを行い、併せて、自宅にかかる住居手当につきましても、民間では支給している事業所が少ないことから、廃止するものでございます。また、期末勤勉手当につきましても、支給月数を0.2月引き下げるものでございます。

次に、教育職員の給与改定につきましても、新潟市人事委員会勧告等に基づき、新潟県の教育職員の給与改定に準じて行うこととしており、教育職俸給表につきましても、民間給与より低い若年層を除きまして、平均で1.28%引き下げるほか、期末手当につきましても0.15月分引き下げるものなどがございます。

補正予算額について、ご説明いたします。お配りしております資料の2ページ、平成22年度人件費関係補正額調をご覧ください。教育委員会全体では、表の一番下の教育委員会合計の補正計上額欄に記載のとおり、7,926万9,000円の増額となっております。内訳といたしましては、給与改定による減額分が1億1,336万円、職員の人事異動等による調整分が1億9,262万9,000円の増額となっております。また、その中には、先の酒気帯び運転による懲戒免職処分取り消しに伴う未払い給与17か月分も含まれております。

なお、給料等がマイナス勧告になっているにもかかわらず増額補正となっておりますが、一番下の説明欄、当初予算計上職員数との比較を記載してございますが、再任用職員の増加による一般職員の増加、障がい者雇用や欠員補充等のための非常勤職員数の増加、そして一番大きなものが共済費でございますが、新潟県市町村職員共済組合に納付する負担率が増加しているためでございます。費目ごと、所属ごとの内訳は資料に記載のとおりでございます。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問を頂戴したいと思っております。

ございませんでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例等

○教職員課長

の一部改正について、教職員課からお願いします。

教職員課であります。よろしくお願ひいたします。

議案第 24 号平成 22 年 11 月議会臨時会議案に係る教育長の代理についてのうち、(2) 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。資料は、3 ページが概要でございます。4 ページから 16 ページまでが条例の改正案文になっております。17 ページから 34 ページが新旧対照表となっております。主に、概要によりご説明いたします。

資料の 3 ページをご覧ください。今回、教育長代理で 11 月議会臨時会に提案させていただいた議案は、新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例でございます。今回改正となる条例は、新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例と、平成 18 年制定の新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部を改正する条例であります。今年度の新潟市の人事委員会勧告等に基づきまして、新潟県における教育職員の給与改定に準じ、市立高等学校及び幼稚園教育職員の俸給表及び義務教育等教員特別手当などの改定を行ったものであります。本来、教育委員会にお諮りしたうえで議会の議案として当委員会に提案すべき案件でございましたが、新潟県の給与改定内容の確定が組合交渉の関係で 11 月 15 日であったこと、それから施行日につきましては、12 月 1 日とする必要があったことから、教育委員会を開催するいとまがなかったため、教育長代理として処理させていただきました。

改正内容の概要を資料に沿って説明いたします。はじめに、3 ページのやや上段になるでしょうか、まず、第 1 条でございます。新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部改正についてです。まず、一つ目の改正点は、新潟県の教育職員の給与改定の内容に準じまして、俸給月額を引き下げを行うものです。具体的には、4 ページにあります条例別表第 1 の高校教員の俸給月額を定めた教育職俸給表 (1) と、飛んで 10 ページになりますが、幼稚園教員の俸給月額を定めた教育職俸給表 (2) につきまして、若年層を除き平均 1.28%引き下げるものです。施行日は平成 22 年 12 月 1 日となります。

3 ページへお戻りください。改定の 2 点目は、条例第 13 条の義務教育等教員特別手当の最高限度額を 1 万 1,700 円から 8,000 円に引き下げるものです。義務教育等教員特別手当は教員に優れた人材を確保することを目的として設けられた手当ですが、国における教育職員の給与優遇措置の縮減方針を受け、県

の改定に準じまして、昨年度に引き続き、当該手当を引き下げるものであります。手当額の詳細は人事委員会規則で定めることとなりますが、おおむね本給の 2.2%相当の支給から約 1.5%相当の支給となるものです。施行日は平成 23 年 1 月 1 日からとなります。

続きまして、3 ページの中段よりやや下になりますが、第 2 条でございます。第 2 条の新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明いたします。この第 2 条は、俸給表の改定と同じく、人事委員会の勧告に基づき、新潟県の教育職員の給与改定の内容に準じまして、平成 18 年 4 月 1 日の俸給表改正に伴う経過措置額、これは現給保障額とも呼んでいますが、その引き下げを行うものであります。現給保障額とは、平成 18 年 4 月 1 日に実施された俸給表の大幅な減額改正によりまして、新たに受け取る俸給月額がそれまでの俸給月額に達しない職員に対しまして、経過措置として改正前の額を保障するというものであります。今回の改正は、条例附則第 7 項で定めている現給保障額を、県に準じまして 1.59%引き下げる内容となっております。施行日は、俸給表改定と同じく平成 22 年 12 月 1 日となります。なお、期末手当、勤勉手当につきましては、条例第 12 条の 3 で新潟県の教育職員の例によるとして、県の給与条例を直接準用していますことから、支給率の改定等については条例改正を経ず、改正後の県の給与条例の規定に準じて支給を行うこととなります。参考までに、期末勤勉手当につきましては、年間支給月数が 0.15 月引き下げられて、市と同じく 3.95 月となります。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

○小嶋委員

義務教育教員の特別手当というのはどういう手当になるのでしょうか。

○教職員課長

これは、昭和 48 年に制定された、いわゆる人材確保法と言われている法律によりまして、教員の給与を一般の公務員より優遇することを定めて、教員に優れた人材を確保して、それによって義務教育水準の維持向上を図ろうという目的で新設されたものであります。公立学校等の教育職給与表に適用しまして、号給ごとに一定額を定めて支給するという性格のものです。

○齋藤委員

これは月に払うのですか、年に払うのですか。具体的にどういう形で出ているのですか。

○教職員課長	月額になります。
○齋藤委員	一律ですか。
○教職員課長	法律上は、条例の中では最高額しか規定していません。高校の教員で言うと、大体月一人当たり 2, 200 円くらいの影響額があるとされています。
○小嶋委員	条例上は最高額が 8, 000 円になるわけですか。
○教職員課長	条例上はそうです。
○委員長	そのほか、いかがですか。
○齋藤委員	若年層をのぞきというのは、具体的に何歳くらいになるのですか。
○教職員課長	これもおおむね 34 歳以下が若年層と考えていただいてよろしいかと思います。つまり、民間給与よりも低い初任給であるというところからスタートして、大体 34 歳までが対象になるかと思っています。今回も、俸給月額を引き下げない職員は大体 34 歳以下の教員及び講師でございます。
○齋藤委員	民間給与というのは、県を指しているのですか、新潟市を指しているのですか。
○教職員課長	これは県でございます。
○齋藤委員	それで県の割合とか率に準じて新潟市もということなのか。
○教職員課長	そのとおりです。
○小嶋委員	第 1 条の条例は昭和 34 年に実施されていると思うのですけれども、それからずっと変わらなかったのですか。
○教職員課長	改定のない年もございますが、これはほぼ毎年変わってきているものでございます。
○齋藤委員	ほぼ毎年変わってきているとおっしゃったのですが、毎年調査をして、適正というか、そういった給与の改定を行っているのですか。
○教職員課長	そういうことになります。 ちなみに、今言った義務教育等教員特別手当は 3 年連続で下がっております。
○委員長	そのほか、ございますでしょうか。
○齋藤委員	新潟市の場合は政令指定都市になっているわけですが、ほかの全国の政令指定都市も、こういった形に準じて市の教職員の給与を決めているのですか。
○教職員課長	一応、新潟市と同じく、俸給表について、各人事委員会でマイナスの改定をするところが、政令指定都市 19 市のうち 16 市がマイナス改定をします。改定なしのところは 3 市あります。

○齋藤委員	マイナス改定というのはどういうことですか。
○教職員課長	要するに、減額になるということです。
○齋藤委員	前年度よりも減額になるということですか。
○教職員課長	はい。それから、期末勤勉手当については、横浜市と浜松市以外は大体 3.95 月、先ほどの新潟市の額と同じです。それから、義務教育等教員特別手当については、この平成 23 年 1 月で改定する政令指定都市が新潟市を含めて 7 市あります。しかし、未定のところもまだございますが、昨年の実績からすると、大半は来年の 4 月には改正が見込まれると考えています。
○委員長	期末勤勉手当というのはどういうものになるのですか。
○教職員課長	期末手当というのは、簡単に申しますと、盆や暮れの日本の生活習慣に応じる生活補給金的な性格がございます。それから、勤勉手当というのは、勤務成績に応じて支給される手当となります。
○委員長	勤務成績というのはどういうものに該当するのですか。民間ですと、売り上げが上がっているとかそういうもので出しますけれども、教育の場合、どのような形でジャッジするのですか。
○教職員課長	一言で言えばボーナスとっていただければいいわけですが、けれども。
○委員長	早い話がボーナスですか。
○教職員課長	そうですね、そう言ったほうが分かりやすいですね。すみません。
○山田委員	義務教育等教員特別手当の改正というようになっているのですが、義務教育関係は県費負担教職員ですよ。県が俸給を用意するということになるわけですが、市の場合はどうなるわけですか。これに該当するような職員がいるわけですか。要するに、義務教育等というのですが、等の中身だと思いのです。幼稚園は入りませんか。
○教職員課長	入ります。
○山田委員	入りますか。分かりました。高校は入りませんか。
○教職員課長	高校も等の中に入っています。
○山田委員	高校も入っているのですか。分かりました。
○委員長	そのほか、ございますか。
	よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。
	それでは、付議事件は以上であります。
第 4 報 告	
○委員長	続きまして、報告事項に入らせていただきます。報告事項、まず第 1 番目は多忙化解消検討会議について、教職員課からお

○教職員課長

願います。

36 ページをお開きください。36 ページから 40 ページまでが多忙化解消関連のページになります。今年度の多忙化解消改善策の取り組みについて、昨年度に引き続き報告させていただきます。今年度は、取り組みの目標として多忙化解消のための行動計画などを作成し、平成 23 年度以降につながる方向性を提案することにあります。そのため、11 月、12 月、来年の 1 月、3 月の計 4 回、多忙化解消検討会議を行いまして、推進状況の確認とその成果の検証などを通して、多忙化解消のための具体的方策の推進に努めてまいります。今回は、11 月 12 日に開催しました、平成 22 年度第 1 回多忙化解消検討会議についてご報告いたします。36 ページをご覧ください。まず、1 にありますように、多忙化解消に向けての教育委員会各課の取り組み状況につきまして、昨年度の 3 月、各学校園に報告しました学校の事務の効率化、簡略化を推進する取り組みにつきまして、その後の進捗状況を報告いたしました。内容の詳細は 38 ページの資料 1 でございます。平成 22 年度の関係各課での取り組み事項の進捗状況をご覧くださいと思います。

昨年度、3 月に示したとおりの内容を各課とも着実に推進しております。なお、教育委員会各課での学校への負担軽減の取り組み推進のために、今後、必要に応じてワーキングチームを設置しての課題解決も視野に入れていきます。

再び 36 ページをご覧ください。検討会議の内容の 2 点目としまして、幼稚園、小中学校の校長、教頭の代表者から聴き取りを行いました。その内容は 2 の (1) の多忙化の現状と解消への取組についての意見聴取と協議についてです。聞き取った内容は記載のとおりでございます。37 ページの一番上に全体というものがございますが、その全体のところに記載されているとおり、取り組みの中に職員の意識改革や人間関係作りが必要であるという内容、そして、効率化を目指すことが必ずしもベストではないこともあるという指摘もいただきました。さらに、多忙化解消策の効果の分析と有効な対応について協議いたしました。ここで注目しておかなければならないのは、教育委員会の取り組みは、特定の職務や当該の職員には多忙化解消の実感があるようなのですが、それ以外の大多数の職員には実感が無いというご意見もあったということです。これについては、教育委員会の PR が不足しているのか啓発が足りないのか期待値が低いのか、いずれにしても、取り組みの要請について伝える、

伝わる工夫が必要だと考えられます。

さらに、要望についてお聞きしました。対応可能なものについては、このあとすぐに検討することにしたと考えております。ただ、要望の中では「マンパワー」に関する要望がたいへん多くあげられていたことが特長でありました。なお、今後の取り組みとして、これは学番が偶数の学校ですが、その学校での勤務時間を中心とした実態調査を実施します。それから、現在、多忙化解消実践モデル校が3校ございます。そこでの実践や各学校園での実践と成果の集約を行いまして、実効性のある行動計画の策定を進めていきたいと考えております。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、ご意見、ご質問をお願いいたします。

○齋藤委員

37 ページの今後の取組について、偶数学番号というのは何のことですか。

○教職員課長

これは1番がどこどこ小学校、2番がどこどこ小学校という番号を振っていきまして、その番号が偶数である学校を対象、つまり、偶数と奇数になりますので、今回は偶数を使わせていただいたということです。

○齋藤委員

ということは、ほぼ半数の学校に実施ということですか。分かりやすい形ですね。

○山田委員

現場からの要望で「マンパワー」に関する要望がたいへん多く挙げられていたと書いてあるのですが、マンパワーというのはどういう職種の人を希望しているのですか。

○教職員課長

具体的には、少人数加配であるとか、それから特別支援関係で通常学級に人を配置してほしいという要望でございます。

少人数加配、市でも少人数学級等非常勤講師の制度がございますが、平成22年度はわずか10人でございます。これも外部人材活用事業というものがあって、それに乗っかってやらせていただいているのですが、そういう人間をもう少しいただきたいというような要望、それから、最近、学校現場では、特別支援学級における諸対応があります。したがって、そういう特別支援、要するに、高機能自閉症をはじめとするお子さんの対応についての応援がほしいということで、要望がたくさん出ております。

○山田委員

そうすると、わりと専門的な人、あるいは、特別支援学級の場合は介護について把握している、そういうような技能を持っている人がほしいと。そうすると、ますます人の配置が難しい

わけです。専門的な力がある人という意味ですが、その辺はいかがですか。

○教職員課長

専門的な知識を持っていらっしゃる方がたくさんいるというのが望ましいことだとは思いますが、なかなか現状はそういうように追いついてはおりません。特別支援の免許を夏の認定講習でたくさん取りに行っているという特別支援学校の実態はございます。それにしても、学校で一斉指導で苦慮されている事例が多いものですから、少しでも一人でもそういう手助けをしてくださる方がほしいという現場の切なる願いではないかととらえています。

○小嶋委員

2番の黒丸のところ、教育委員会の取組という中で、大多数の職員には負担がないということなのですけれども、そのところは当委員会としてはどのように把握されていらっしゃいますか。

○教職員課長

これについての分析をしたわけではございませんが、しかし、多忙化解消についての取組はいろいろなところでお話をし、そして、市の大変重要な取り組みであるという認識のもとで動いてきているものです。それが一般教職員のところに伝わり方として弱いととらえざるを得ないと思っております。したがって、これからこれらの取り組みが伝わる工夫、それから伝える工夫をしていかなければならないと考えております。

○小嶋委員

という、教育委員会の取り組みについて、教員に知っている人と知らない人がいるというように分析されているということですね。私は違う考え方をしているのですけれども、一生懸命子どもたちに指導したりかかわったりする先生方が多いわけですけれども、大半の方が、自分自身の仕事に対する取り組みにもとても意欲的な方が多いと思うのです。そうすると、そういう仕事に対する多忙化意識というものがなく、やる意欲が高い人もいて実感がいいのではないかという見方を私はしているのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○教職員課長

私も一、割愛職員ですので、現場の教職員の気持ちは分かるつもりでおります。一生懸命な人が多いというのは十分認識しております。しかし、やはり一生懸命でよいという状態のままで行った場合に、たいへんそれは健康被害の面であるとかメンタルヘルスの面であるとか、心配しなければならない問題が出てくるとおそれますので、このことについて十分な認識を教職員に持ってもらいたいと思っております。

○小嶋委員

長期労働時間であったり仕事の内容であったり、いろいろあ

と思うのです。それも細かい分析が必要だと思うのです。鬱になったりする方のメンタルケアをしていかなければならないのですけれども、内容を把握して振り分けて対応していかないといけません。その辺の細かい分析をお願いしたいと思います。

○山田委員

今のことについてですが、私もまったく同感です。一つ一つの事例、大多数の職員には実感がないということだけでなく、実感というのは一体何なのだと。多分、教育委員会から学校へ通知が出たり仕事の依頼が出たりするのは、どちらかというと幹部職員にお願いするものが多いのではないのでしょうか。しかし、指導に直接当たって難儀になっている先生方のところまでは、なかなか多忙化という意味で、市が打っている手段が響いているかどうか、ぜひ検討してほしいと思います。そこまで行かないならば、学校で対応するしかない、これだけの手を打ったのだから、学校で全体の経営を考えてやってほしいという指導になっていくのだろうと思うのですが、今のお話のように、少していねいに見ていただきたいと思います。

○小嶋委員

現在、先生方で病気になっている方がどの程度いらっしやって、今、休職している方がどの程度いるということは把握できていると思いますけれども、人数はどうなっていますか。

○教職員課長

すぐお答えしたいと思いますが、どういうデータが必要でしょうか。

○小嶋委員

その多忙化から来たと思われる数です。

○教職員課長

その観点で病休、休職者を出している数字は、正直なところございません。

○小嶋委員

それも重要なところなので、多忙化からきた病気というように判断しているのか、それともどのような判断をされているのか。

○教職員課長

そういう病休、休職に陥る場合の複合的な要素があると思いますが、その内の一つにひよっとしたらこの多忙化があるかもしれないという認識ではおります。

○小嶋委員

そういう分析も重要だと思いますので、やっていただければと思います。

○田中委員

多忙感というのを事務局ではどのようにとらえているのかお聞きしたいと思います。

○教職員課長

広辞苑的な定義がなかなかできないかもしれませんが、確かに、気持ちのうえで忙しいなと思っている職員が大勢いるということについても十分認識していかなければならないと思っています。

○齋藤委員

第1回が始まり、会議が終わったばかりで、大変恐縮な言い方ですけれども、私は多忙化という言葉がよく分からないのです。これは一般の民間企業だったら多忙化というものが、例えば、業務がたくさんあって喜ぶべきことです。教育委員会の中だけの言葉では外の人には通じないと思います。忙しくなったから、多忙化解消といますが、では何を解消するのか。一般の民間企業で考えたら、人員を要求するか時間外を減らすかということになるでしょうが。なにが目的で何のための検討会議なのかということが明らかになっていないと思います。教職員の人たちの健康管理を考えるためのものでしたらまた視点が違って来るし、多忙なのは人が足りないからということであれば、こういう会議で検討しても仕方がない話です。人員要求とは違うのです。何をもち多忙とするのか。では、時間外が増えているのか。何を検討するのか否かがあまり見えてこないのです。ということは、現場の方にも実感として答えようがない部分が、ここにそれ以外の大多数の職員には実感が無いという一文に何か凝縮されているような、皮肉にも私はそのような気がします。ましてや多忙化解消という言葉はあまりぴんとこないのですけれども、ほかの委員の方はいかがですか。

○山田委員

多忙化という言葉は、言葉の定義云々というのは分からないのですが、全国、文部科学省もそう言っているし、県もそう言っていると。先生方が忙しくなって子どもに向き合っている、一番顕著になってきたのは、いじめ、不登校の問題が出てきた辺りです。先生方が子どもたちにきちんと向き合っていないのではないかと。調べてみると、部活動が忙しいだとか、会議会議でやっているとか、研修のためと言いながら子どもに向き合っていないとか、何かそういうことから出てきた問題だと思います。文部科学省に行きましてもそういう指導をするのです。先生方の仕事を精選して、もっと子どもと向き合って学力向上、生徒指導に取り組んでほしいということになるのです。最終的にはそういったことが狙われるのだろうと思うのです。

ただ、多忙化という言葉でくくっていくと、確かに、おっしゃるようであればこれもになって、逆に、いったい何がどうなのだということになるのでしょうか。その辺、また委員会で検討して、多忙化の中身をはっきりさせて取りかかると違って来るかもしれません。

○委員長

そのほか、ございますか。

3回、この検討会議をしていただいて、まだ見えてきていな

いという感じがするのです。地域に開かれた学校を目指しているが、そのための打合せ、地域行事への急な協力・参加要請に苦慮している。これが出てくると忙しい。しかし、教育ビジョンの根幹をなすものなわけです。教育ビジョンを進めていくうえでどんどん出てきているので、まず、ここに書いてある「マンパワー」に関する要望が大変多く上げられます。対話の難しい実情があると。これはいわゆる財政的な問題なのか人材的な問題なのか。財政的な問題であるならば、これを満足するためにはいくらの予算を上げればいいのか。まず、その辺の検証もやっていく必要があるでしょうし、もう少し問題点を精査していただくようなところがこれからの多忙化解消検討会議の大きな課題になるのではないかという気がするのです。もう少し突っ込んだ生の意見を聴取していただいて、また議論させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そういうことで、大変でございましょうが、今が一番大変な期間でございしますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教職員課長

ありがとうございます。今ほどのご意見をもとにして、また検討していきたいと思ひます。

多忙化解消対策の主たる狙いは、子どもと向き合う時間を生み出すための方策をどう見つけていったらいいかというところでございます。問題点をさらに精査して、各方面からのご意見をもう少しいねいに集約していきたいと思ひています。ありがとうございます。

○委員長

ありがとうございます。

次に、新潟市立荻川小学校の校歌・校章・校旗について、学校支援課からお願いいたします。

○学校支援課長

荻川小学校の校歌・校章・校旗についてご報告いたします。今日、校歌の音源ができましたので、最後にそれを聞いていただきたいと思ひておりますので、43ページの校章から説明を先にさせていただきますと思ひます。

校章・校旗についてでございますが、そのデザイン、このペーパーをまず簡単にご説明いたし、そのあと、図案について説明いたします。校章につきましては、統合する市之瀬小学校と結小学校の子どもたちの新設荻川小学校や荻川地区に対する思いをアイデアスケッチと言葉に表してもらいました。子どもたちの思いやアイデアを基本に据えて制作者の新潟大学教育学部の橋本准教授に制作を始めていただきました。その後、複数のデザイン案を学校、地域の皆さんへ提示し、ご意見をいただき

ながらデザイン案の練り直しを行い、開校準備委員会の意向によって9月に保護者による投票の結果、お示しいたしました、43ページにございます校章デザインに決定しました。その図案につきましては、荻野村と川結村の合併からできた荻川の地名と市之瀬小学校と結小学校からできる荻川小学校のイメージを二つのリングが合わさった幾何学図形で構成しております。配色は信濃川、小阿賀野川に隣接した荻川地区の豊富な水のイメージで、青と水色で構成してあります。

この校章をもとに校旗を作るわけですが、校旗に入れる校章というのは、普通は金銀の刺繍で構成します。それによって、旗全体の布地の色相が限られてくるのですが、川のイメージの青と大地のイメージの赤を提示したのですが、最終的には、校旗の布地は青ということになっております。

現在、橋本先生から作っていただいた設計図に基づいて小学校の玄関や体育館に設置する校章の制作を進めておりますし、校旗につきましては、3月はじめには完成させたいと考えております。

以上が校章についてです。

校歌についてですが、これも簡単に経緯を説明いたします。校歌の楽譜と歌詞をごらんになりながら聞いていただきたいと思います。あとで音源を流します。校歌の制作につきましては、歌詞については本市出身で童話作家ならびに児童文学作家の正道かほるさんに、曲については上越教育大学の大学院教授であり作曲家である後藤丹先生に依頼しております。この二人には、今年度開講した両川小学校の校歌も作成していただいております。その際も、親しみやすく明るく歌いやすい校歌であると子どもや保護者、地域の皆さんから高い評価を得ております。校歌を作成するに当たりまして、結、市之瀬両小学校の現状をもとに、新生荻川小学校で育てたい子ども像に基づいて制作するということになっておりましたので、荻川小学校の学校教育ビジョンが策定されているのですが、ともに高まる自信を持って歩む子どもということで考慮されてあります。作者お二人も何度も現地に足を運んで、取材の際に聴取した現在の二つの学校の教育環境とか地域の歴史、風土を考え合わせて、これから伸びていく子どもにふさわしいものということで表現されていきます。

これから、時間の関係で1番だけにしますが、1番は朝のイメージから入り、健康で丈夫な体を作る。2番は昼のイメージ

で、徳、良さや違いを認め合う。3番では、知、能、よく考え生き生き表現する姿をそれぞれ表現してございます。それでは、1番をお聞きください。

(校歌鑑賞)

なお、本日報告させていただいたあと、今後、荻川小学校の準備会にこの旨をお伝えし、開校に向けて準備を進めていきたいと思っております。

○委員長

ありがとうございました。

ご質問等ございますか。

○田中委員

感想なのですけれども、非常に明るくて、生き生きとした子どもの姿がイメージできる曲であり歌詞であると思います。特に、最後の、「いまここから荻川小学校から」というこの歌詞、非常に荻川小学校に対する誇りというようなことが感じられて、非常にいいと思います。

○小嶋委員

校章は非常によくできているなと思いました。川と川が交差して、最後の川のところの左手に伸びるところが非常に地域のシンボルという感じでいいなと思いました。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、(仮称)新埋蔵文化財センターの概要について、埋蔵文化財センター所長、お願いします。

○埋蔵文化財センター所長

44ページをお願いいたします。現在、西区木場に建設中の(仮称)新埋蔵文化財センターの概要について、ご説明いたします。

最初に、1番のこれまでの経緯ということでございますけれども、平成13年1月に合併いたしました旧黒埼町との合併建設計画の中で、本施設の建設が提示されたわけでございます。次に、平成18年度に建設工事に当たります基本計画を策定しております。それから、平成19年度には有識者などからなります建設等検討委員会を立ち上げまして、業者選定後、基本設計をいたしております。それから、平成20年度は実施設計、それから平成21年度につきましては、工事を発注いたしまして建設工事を開始したと。それから、平成22年度、今年度でございますが、今年度中に工事を完了するというところで、来年1月中には完成予定ということでございます。それから、平成23年度に入りまして、現在、北区太郎代にセンターがございまして、こちらから引っ越しを行いまして、平成23年7月末ごろにはオープンの予定でございます。

2番の施設の概要についてでございますが、これは46ページの施設の平面図をご覧くださいと思います。まず、概要で

ございますけれども、ここにありますように、新潟市は周辺市町村等合併によりまして、土地開発事業等に伴います発掘調査、出土品が飛躍的に増加していると。それで、新しいセンターでは、発掘調査の拠点といたしまして、遺跡・遺物等の記録保存、出土品の保存処理、整理作業、学術的な研究を行うと同時に、こういうものの整理が終了したものについて、保存・展示・活用を行うと。同じ敷地の中には、黒埼常民文化史料館として利用されてきました旧武田家住宅を移築いたしまして、一体的に活用します。地域の住民や児童生徒、研究者等が世代を超えて交流いたしまして、展示、体験を一体化した市民に親しまれる施設を目指すということでございます。

建設場所は、ここにありますように西区木場地内、旧木場小学校のグラウンドになります。敷地面積につきましては、約 9,916 平方メートル。建物規模でございますが、鉄筋コンクリート造 3 階建てで 4,494.83 平方メートル。それから、主要な諸室につきましては、調査研究室・保存処理室・収蔵庫・展示室・研修室等でございます。後ほどまたご説明いたします。

それから、その下のイラストにつきまして、二つほどございますが、これは完成時のイメージ図でございます。

それから、右上に配置図がございます。この配置図の下側の道路を挟んでその下のほうには、まだ旧木場小学校の校舎が残っております。それから、図面左側にセンター本体、その下に来館者用の駐車場、真ん中が体験広場。これは来館した市民、子どもたちが屋外で体験学習などを行う芝生の広場になります。それから、右上に黒埼常民文化史料館に移築した旧武田家住宅です。これは江戸時代の農家住宅でございまして、市の指定文化財になっております。

それから、47 ページを見ていただきたいと思います。これが施設の平面図になります。1 階でございますが、来館者は、エントランスホールとありますこの下に少し出っ張っている部分がありますけれども、ここから入館していただきまして、1 階については展示室、研修室、これは工作室も兼用になっております。それから保存処理室、特別収蔵庫、民俗資料収蔵庫等が配置されます。各部屋の機能、役割等については、44 ページの下欄に簡単に説明を載せてございます。それから、47 ページの 2 階ですけれども、2 階には職員が調査研究したり、作業員が出土品の整理を行います調査研究室、それから出土品の写真を撮ります写真場、それからボランティアの控え室になりますボラ

ンティア室、さらに、調査資料を収蔵する資料収蔵庫、図書室がございませう。あとは大部分が埋蔵文化財収蔵庫ということで、3階につきましてもすべて収蔵庫になっております。この収蔵庫につきましても、私ども、テンバコという箱に入れて収蔵するのですが、それで約4万箱の埋蔵文化財が収納可能ということでございます。あと、黄色い部分が一般の来館者が入場可能な場所ということになります。あと、その下については外観あるいは展示室のイメージ図になっております。

戻っていただきまして、45ページをお願いいたします。(仮称)新埋蔵文化財センターの建設目的・運営等についてということでございます。一つ目の丸で、埋蔵文化財センターでは、埋蔵文化財の調査・研究・保存・活用を図る拠点施設ということでございます。同時に、黒埼常民文化史料館として活用してまいりました旧武田家住宅を公開、あるいは市の一部有形民俗文化財の保存活用を行うことで、市民の皆様の文化財に対する認識を深め、市民文化の向上に資することを目的としております。二つ目の丸でございますが、現行どおり、地方教育行政の組織運営に関する法律を根拠とした教育機関とする。特に、体験学習等の実施によりまして、子どもたちへの活用・普及啓発活動を強化する。それから、三つ目といたしまして、現行どおり、市の直営の施設としたい。四つ目でございますが、土・日・祝日も開館いたしまして、一般市民の方が利用しやすい環境を整備するとともに、体験広場、あるいは旧武田家住宅も活用した新たな活用事業、普及啓発事業を企画・実施していきたい。最後に、入館料は、今も無料なのですが、引き続き無料とします。ただ、武田家住宅と体験広場を占用利用する場合は有料とする方向で検討しております。

4番目の施設の名称案でございますが、先ほど申し上げましたように、単なる埋蔵文化財だけの施設ではなくて、有形民俗文化財等の民俗資料を一体的に保存活用するというところで、名称は新潟市文化財センターという名前にする方向で検討中でございます。また、非常に堅い名称になりますので、愛称等も公募したいと考えております。

5番目に、今後のスケジュールでございます。平成23年2月議会で、施設の設置条例案を提出の予定でございます。既存の埋蔵文化財センター条例、黒埼常民文化史料館条例については廃止の予定でございます。それから、平成23年4月以降に、現在の北区のセンターから新しいセンターに移転の予定になって

おります。さらに、平成 23 年 7 月末に開館いたしまして、供用開始する予定でございます。

なお、事務局に確認いたしましたら、後日、私は 2 月 4 日と聞いておりますけれども、委員の皆様方から現地をご覧いただくことにしていると聞いております。

○委員長

ありがとうございました。

この件に関しまして、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

○田中委員

質問なのですけれども、こちらは、研究などいろいろな作業で職員が常時いらっしゃるわけですか。

○埋蔵文化財センター
一 所長

常時おります。

○小嶋委員

この周辺に公共施設はあるのですか。

○埋蔵文化財センター
一 所長

この周辺には、特に公共施設はないですけれども、近くに黒崎南小学校がございます。

○小嶋委員

というのは、駐車場が、この図面だけなのですけれども、27 台と 10 台で 37 台、少し少ないかなと思ったのと、バスなども停められる駐車場があると小学校の子どもたちがそういう研究に行ったりできるのかなと思ひまして、お聞きしました。

○埋蔵文化財センター
一 所長

駐車場につきましては、ここにある駐車場ですと、おっしゃるとおり 40 台弱ということになるのですけれども、この図面の右手の黒三角から左手の奥、上のほうにかけて周回路がございます。これは園内の 7 メートル道路ということになっておまして、大勢のお客さんが来るときには、ここに縦列駐車をお願いしたいと考えております。これを入れますと、大体 60 台から 70 台程度は駐車できると思います。それから、現在、まだ、旧木場小学校は残っておりまして、校庭の一部について、大型バス等については、とりあえずそこに駐車していただく予定にしております。

○山田委員

体験広場についてですが、緑の大変いい場所になっているということなのですが、物作りのようなものの体験を、埋蔵文化財との関連でどういう体験を考えておられるのですか。

○埋蔵文化財センター
一 所長

体験学習ということで、具体的にどういう内容かということになるのですけれども、メニューとして、入館者が随時対応できるようなメニュー、それから、利用者を公募して行うメニュー、それから、個人向け、団体向け、さらには小中学生、特に学校向けのものを別々に考えております。ただ、基本的な内容につきましては、火起こしだとか勾玉作りだとかあるいは土器

作りだとか古代食体験という一般的な基本メニューがございます。さらに、わら細工、竹とんぼ、お手玉作りというような、民具を作ったり、昔の遊び体験、こういうものは市民の方やボランティアの皆さん、地域と一緒にやっていきたいなど考えています。そういう意味で、地域のお年寄りの皆さんからぜひ伝統技術の継承をいただいて、市民同士の交流や世代間交流などもお手伝いできればと思っております。

○委員長

そのほか、ございませんでしょうか。

○小嶋委員

ボランティア室というのは、どういう方々がボランティアに来てくださって活動する場なのですか。

○埋蔵文化財センター
一所长

実は、この施設の建設のために、平成 20 年度からボランティア育成講座をしております。最初は2か月に1回程度でしたが、今は月に1回程度しております。ボランティアが現在 30 人ほど登録しておりますけれども、このボランティアが打ち合わせや待機場所として自由に使える場所として整備しております。

ボランティアの役割ですけれども、基本的には、当面、展示室での展示の解説、それから体験学習での指導員、もちろん市の職員が率先してやりますけれども、その補助という形でお願いしたいということで、現在は、鋭意そういう形で、少しずつボランティア登録者も増えているという状況でございます。

○委員長

そのほか、ございますか。

このセンターの目玉の展示品などはありますか。

○埋蔵文化財センター
一所长

すべて目玉です。ただ、今、なかなか、例えば、みなとびあも同じように市の歴史についていろいろな展示があるわけですが、みなとびあは面積の関係で原始や古代のスペースはそう多くないのです。やはり、合併で角田山麓、あるいは新津丘陵から、遺跡がかなりございまして、そういうところから出土した素晴らしい文化財が市民の財産になったわけですが、そういうものを展示する場所がないという状況でございまして、片付けられたものが何点と。したがって、そういうものを中心に、要するに、出さした物を中心に新潟市の歴史を市民にご理解いただけるような展示にしていきたいと考えております。

○委員長

それから、旧武田家住宅の占用利用というのはどのようなことをお考えですか。

○埋蔵文化財センター
一所长

占用利用という言い方であれなのですが、有料貸しになります。基本的に、何かの歳入を当てにした有料貸しではござい

せん。あくまでもセンターの賑わいを創出するという意味合いの一つの手段と考えております。例えば、武田家というのは、先ほど申しあげましたように江戸時代の農家住宅ということで、これを活用して、例えば、お花やお茶会、あるいはコンサートを行うには非常に最適な雰囲気があると。また、体験広場は地域のお祭りや行事に活用していただける広さとか設備があるということで、センターの施設を行政財産の目的のみの利用に限定しますと、どうしてもなかなか施設を使い切ることが難しくなります。そういうことで、常に施設の賑わいの空間とするために、本来の業務に支障のない範囲内で、有料でお貸しするというを考えているということです。

○委員長

ありがとうございました。

そのほか、ございますでしょうか。

ありがとうございました。引き続き、人事案件になりますので、非公開とさせていただきます。定例会を一旦終了したあとに、非公開案件として再開し、報告していただきます。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

12月定例会は、12月15日（水）午後3時30分から、1月定例会は1月13日（木）午後3時30分からでお願いしたい。

第6 閉会宣言

○委員長

午後4時55分、閉会を宣言する。

（非公開部分）

（報告案件 教職員の人事について報告する）

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員